

【令和5年7月1日施行】

特定小型原動機付自転車運転者講習

～違反行為を繰り返す特定小型原動機付自転車運転者に「安全講習」の受講が義務化～



講習の流れ

16歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上摘発された特定小型原動機付自転車運転者

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が特定小型原動機付自転車運転者に講習を受けるように命令

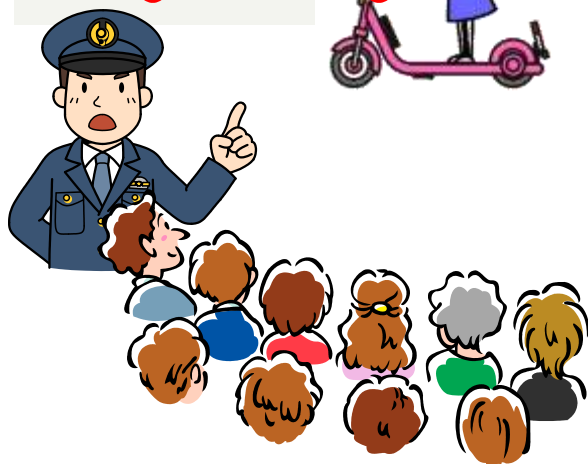
特定小型原動機付自転車運転者講習
【講習時間：3時間】
【講習手数料：6,000円】

受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金



講習の対象となる違反行為（17項目）

- ☆ 信号無視（法第7条）
- ☆ 通行禁止違反（法第8条第1項）
- ☆ 歩行者用道路徐行違反（法第9条）
- ☆ 通行区分違反（法第17条第1項、第4項、第6項）
- ☆ 歩道徐行等義務違反（法第17条の2第2項）
- ☆ 路側帯進行方法違反（法第17条の3第2項）
- ☆ 遮断踏切立入り（法第33条第2項）
- ☆ 優先道路通行車妨害等（法第36条）
- ☆ 交差点優先車妨害（法第37条）
- ☆ 環状交差点通行車妨害等（法第37条の2）
- ☆ 指定場所一時不停止等（法第43条）
- ☆ 整備不良車両の運転（法第62条）
- ☆ 酒気帯び運転等（法第65条1項）
- ☆ 共同危険行為等（法第68条）
- ☆ 安全運転義務違反（法第70条）
- ☆ 携帯電話使用等（法第71条第5号の5）
- ☆ 妨害運転（法第117条の2第1項第4号、法第117条の2第1項第8号）



チラシデータはこちらからダウンロードできます。

